

2026 年 7 月 21 日

皇室典範の「改正」内容に反対する声明

日本退職者連合

会長 野田 那智子

1. 国民の合意を無視した改正論議

皇族の減少対策としての改正皇室典範が、7 月 17 日に成立した。女性皇族が結婚後も皇室に残る案は、その配偶者と子を皇族とするかどうか、旧宮家の男系男子による養子案は、家柄による差別を禁じた憲法との整合性などが問題となったが、国会の論議はあまりに拙速で、政府・与党と賛成した野党の見識を疑わざるを得ない。

政府案には衆参両院議長がまとめた「立法府の総意」にない「養子に生まれた男子が皇位継承資格を持つ」規定が含まれた。皇室典範は皇位を「皇統に属する男系男子が継承する」と定めているが、600 年前に分離した旧宮家の男系男子を養子に迎える「改正」は国民の合意に反する。

2. 国連女性差別撤廃委員会からの勧告

そもそも「男系男子に限る」規定に問題がある。2024 年秋、国連女性差別撤廃委員会は女性差別撤廃条約にもとづき、日本政府によるジェンダー平等への取り組みを 8 年ぶりに審査し、改善の勧告を発出した。選択的夫婦別姓の導入、選択議定書の批准などを指摘し、皇位継承を男系男子に限定している皇室典範の改正も求めた。男系男子のみの継承は、条約の目的に反すると指摘し、「皇位継承における男女平等を保障するため、他国の事例を参照しながら改正するよう」勧告した。

しかし、政府は、「皇位に就く資格は基本的人権に含まれていない」「皇位継承のあり方は国家の基本に関する事項で、女性差別撤廃条約に照らし、取り上げることは適当でない」と反論、削除を求め、2025 年 1 月、国連人権高等弁務官事務所に対して、日本が支払っている任意拠出金の対象から女性差別撤廃委員会を除外すると通告した。(退職者連合として「国連女性差別撤廃委員会への拠出停止に抗議する談話」を発出 2025.2.18)

3. ジェンダー平等社会の実現を求める

一連の政府と国会の対応は、ジェンダー平等を推進しているなかで女性の人権を軽視するもので、条約締約国としての役割と責務を果たしていない。

退職者連合は、今回の皇室典範の「改正」内容に対して強く抗議するとともに、男系継承に固執することなく、あらゆる差別や偏見をなくし、誰もが活躍できるジェンダー平等社会の実現に向けて、引き続き全力で取り組んでいく。

以上